明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○政党助成法の規定による政党交付金の使途等に関する報告書等の提出があったので要旨を公表する件　一
（総務四五九）
○政党助成法の規定による政党の支部の解散等に係る支部政党交付金の使途等に関する支部報告書の提出があったので要旨を公表する件　六三
（同四六〇）

告示

○総務省告示第四百五十九号

政党助成法（平成六年法律第五号）第十七条第一項に規定する政党交付金の使途等に関する報告書並びに同条第二項に規定する支部報告書及び総括文書の提出があったので、同法第三十一条の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十一年九月三十日

総務大臣　原口　一博